【自治労大阪府職員労働組合総務支部　回答（概要）】

１の要求について、皆様方との良き労使関係については、今後とも維持していきたいと考えている。この基本的立場に立ち、勤務条件にかかわる諸事項については、誠意をもって皆様方と十分協議を行っていきたい。

２（６）の要求について、今後とも、職員の勤務条件に係る事項については、必要に応じ、皆様方と協議を行っていきたい。

２（７）の要求について、大阪マラソンは、府民の皆様や企業からのボランティアなど、多くの方々に支えていただいているが、運営の一層の円滑化の観点から、できれば、職員の皆様のお力添えもお願いしたいと考え、各部を通じて、ご賛同・ご協力いただける方々を募っているところ。

３（１）の要求について、平成２５年度から本館の耐震改修工事に着手したところであり、これと併せ平成２６年度からは執務環境改善工事や、屋上、外壁からの漏水対策、電気設備や空調設備の修繕も進めている。路面改善については、関係機関等とも連携しながら、努めていきたい。雨対策として、雨水によって滑る危険性の高い箇所については、水溜りの清掃・除去等を実施しているところ。また、本庁舎の避難設備、消防設備及び避難経路の整備については、消防法の規定に基づく消防設備の定期点検、庁内巡視などにより避難通路の確保や防火等における注意喚起を行っている。緊急時避難体制の確保については、大阪府本庁舎防火防災管理要綱に基づき、守衛職員を中心に、「実動訓練」を含む緊急事態対応訓練を定期的に実施している。今後とも、防災対策の強化に向けて、恒常的な訓練の取組み体制を強化しながら「各種防災対策研修」や「総合防災訓練」を実施し、「守衛行動指針」に基づいた安全な庁舎管理体制を確立し、職員の安全確保に努める。

３（２）の要求について、咲洲庁舎の職員の安全等確保については、当面の耐震対策として制震ダンパーの設置工事等を実施（H24～H25年度）した。また、平成２７年１２月に長周期地震動に関する国の新たな知見が公表されたため、今後、具体的な検証を行い咲洲庁舎のさらなる安全性の確保について検討を進めていく。空室の防犯対策については、常時、防災センターにおいて監視するとともに警備員が巡回して対応している。咲洲庁舎での物資等の備蓄については、同庁舎の今後の活用方策とも関連が深いことから、安全性の確保に向けた検討を踏まえ、関係部局ともども検討していく。

３（４）の要求について、本館耐震改修等工事に当たっては、今後とも、騒音・振動等を極力抑えるよう努めていく。執務室移転にあたっては、移転部局課との事前調整を十分に行い、業務に支障が及ぶことのないよう実施していく。

４（１）の要求について、本府においては、疾病等により30日以上休業していた職員が復業する場合において、職員安全衛生管理規程等に基づき、30日以内での時間外勤務及び出張の制限などの就労上の措置を必要に応じて講じているところ。また、平成23年に策定した「安全衛生管理者（所属長）による定期健康診断結果の活用法」においても、各所属長は、健康診断結果と合わせて、職員の健康に関する情報（メンタル面を含む）を収集し、業務内容及び業務の負担の程度などを確認したうえで、必要に応じて就労上の配慮を行うこととしており、引き続き、同活用法の周知を図っていきたい。

４（３）の要求について、咲洲庁舎における健康管理体制につきましては、平成２３年５月、咲洲庁舎内に安全衛生委員会を設置し、職員の安全（耐震工事、避難訓練等の説明）・衛生に関して委員会を開催し説明するとともに、併せて、咲洲庁舎内に健康管理グループ分室を設け、産業医による健康相談、保健指導等咲洲庁舎勤務職員の健康管理を行っているところ。また、平成２３年３月に発生した東日本大震災の際は、咲洲庁舎の執務室の状況や職員の健康面等を把握するため産業医による職場巡視を行うとともに、不安を感じている職員の相談に応じるため、産業医による健康相談日を設け対応したところ。引き続き、咲洲庁舎勤務職員が安全かつ健康で業務に遂行できるよう職員の健康管理を行っていきたい。

４（４）の要求について、メンタルヘルスの予防や早期ケアに関しましては、教育・啓発事業として、職場の管理監督者や一般職員を対象としたメンタルヘルスセミナー等を開催して、疲労回復やストレス解消方法等を記載した啓発冊子を全職員に配布するなど、ラインケアやセルフケアの推進を行い、さらに職員の健康相談事業として、産業医や保健師による保健指導や健康相談を実施するとともに、「ストレス相談室」を設置して専門産業医等による面談等の個別ケアを行って総合的対策を講じているところ。また、メンタルヘルス不調の未然防止を目的とする労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について、本府においては、平成28年度の実施に向けて、現在、安全衛生協議会等の場において、実施内容の審議を行っているところ。

その他の要求については、府労連の２０１５年秋季・年末要求、自治労府職本部の２０１５年度要求及び２０１５年度府現労要求において回答したとおり。